

令和5年第 10 回加賀市農業委員会定例総会

令和5年10月25日(水)

開会（午後1時30分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。これより令和5年第10回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名のうち13名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては13名のうち9名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を17日に幸前委員、北村委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、令和5年第10回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>3番 幸前委員、4番 池端委員を指名します。</p>
議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>次に、議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っておりますので、幸前委員から報告をお願いします。</p>

<p>幸前委員</p>	<p>それでは報告します。</p> <p>1番の転用目的は共同住宅建設です。1番は既に共同住宅が建設されていきました。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。申請者からは始末書が提出されています。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>それでは、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局（橋本）</p>	<p>説明いたします。</p> <p>1番は [REDACTED] にあり、田、面積 588 m²、転用目的は共同住宅建設です。この案件は昭和 48 年ごろに共同住宅を建設したもので、事業者は既に亡くなっており、建設の経緯は不明です。申請地は第一種住居地域にあるため第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。説明は以上です。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第 35 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>

議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

<p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、議案 第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、幸前委員から報告をお願いします。</p>
<p>幸前委員</p>	<p>それでは報告します。</p> <p>1番の転用目的は駐車場建設です。1番は既に駐車場が建設されていきました。雨水は道路側溝に流す計画です。議</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（橋本）</p>	<p>渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>2番の転用目的は資材置場建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>3番の転用目的は自己住宅建設です。3番は既に造成されていました。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>以上3件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>1番は [REDACTED] にあり、畑、面積 79 m²、転用目的は駐車場建設です。この案件は譲渡人の父が建設した自宅兼作業場を取り壊し、昭和 50 年ごろに駐車場として利用していたものです。譲受人は長年この駐車場を使用していたことから申請地を贈与され、駐車場を建設するものです。申請地は四方が宅地等に囲まれている宅地化進行区域にあるため、住居連たんになり第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は [REDACTED] にあり、田、面積 219 m²、転用目的は資材置場建設です。譲受人は [REDACTED] を営んでおり、既存の資材置場が手狭になったため、申請地を購入して資材置場を建設するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第 2 種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>3番は [REDACTED] にあり、田、面積 399 m²、転用目的は自己住宅建設です。この案件は、譲渡人が [REDACTED] [REDACTED] として利用していたものです。譲受人は現在の住居が</p>
-----------------------------	---

	<p>手狭になったため、実家近くの申請地を贈与され自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長（中村会長） 田端委員</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>1番と3番は始末書のある案件ですが、違反をしても始末書を出せば受理をされるということですね。3番の案件の経緯が知りたいです。</p>
<p>事務局（橋本）</p>	<p>農地法の認識がないまま [REDACTED] として使用し続けていたようです。今回の申請で現地確認に行きましたら、既に造成着工を始めていたので、着工を止めるよう注意しました。そして、始末書の書き直しを指導しました。</p>
<p>中池委員</p>	<p>これまで、総会で始末書が提出されたと聞いてきましたが、始末書とはこういった内容が書かれているのですか。</p>
<p>事務局（橋本）</p>	<p>決まった様式はないです。内容としては、違反行為の経緯の記載、その理由、今後こういうことがないようにする約束を書いてもらいます。</p>
<p>中池委員</p>	<p>始末書を書く際に、事務局が指導をしているのですか。</p>
<p>事務局（橋本）</p>	<p>はい。提出された始末書は一度県の方へチェックをしてもらい、場合によっては書き直してもらいます。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>始末書を提出した場合、ペナルティはありますか。</p>
<p>事務局（橋本）</p>	<p>ありません。</p>
<p>大家委員</p>	<p>1番の案件の始末書は譲渡人あるいは譲受人、どちらが提出したのですか。</p>
<p>事務局（橋本）</p>	<p>譲渡人からです。</p>
<p>大家職務代理</p>	<p>譲渡人はこの土地を相続した後に違反していることがわかったので、違反の経緯は書けますが、責任はないと思い</p>

事務局（橋本）	ます。
大家職務代理 事務局（橋本）	土地を相続した後に違反がわかったとしても、転用をする場合は始末書を書いてもらうことになっています。
大家職務代理	農地の違反をしている人が3条申請はできますか。
議長（中村会長）	3条申請の許可の条件に、所有する全農地を耕作している必要があります。農地の違反がそのままだと、3条申請の許可は下りません。
議長（中村会長）	無断転用したままの人は、3条申請許可は下りないということを委員の皆さんは知っておいてください。
議長（中村会長）	ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。
議長（中村会長）	議案 第36号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長（中村会長）	賛成多数により、適切と認めます。
報告第19号 農地利用最適化活動（旧1・1・1運動）について	
議長（中村会長）	次に、報告第19号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 (委員からの報告なし)
議長（中村会長）	なければ、その他事務連絡について事務局から報告してください。
事務連絡	
事務局(宮下)	その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 (活動実績等を報告)
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして令和5年第10回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたし

	ます。
--	-----

閉会（午後 2 時 4 9 分）	
------------------	--